



頭書
訓讀

古狀揃講釋

全





今川伊豫守貞世入道

世に於ては... 伊豫守貞世入道... 俊了



今川貞世

暁文庫

東都書林

文溪堂發梓

古狀揃講釋

訓讀

頭書

今川壁書。初登山。腰越狀。義經合狀。辨慶狀。結谷狀。經盛逐狀。曾我狀。



右狀揃講釋

今川了俊愚息仲秋小對制詞の條

一文道と知ら不而武道終小勝利と得不事

右狀揃講釋

今川了俊愚息仲秋

制詞の條

今川了俊の愚息仲秋の條

一文道の探題と武道の達人賢明の君子の愚息の長子中務少輔仲秋小對の條

一文道と知ら不而武道終小勝利と得不事

勝利事

一文道の探題と武道の達人賢明の君子の愚息の長子中務少輔仲秋小對の條

一好鶴鷹道遙樂之無益之殺生と樂し事

生事

道遙と無益の殺生と樂し事

一小過の輩

罪事

小過の輩の罪事

一大科の輩

室多事

大科の輩の室多事

一大科の輩 顛負之沙汰 室多事

一小過の輩 罪事

一好鶴鷹道遙 樂之無益之殺生と樂し事

一文道と知ら不而武道終小勝利と得不事

一大科の輩 顛負之沙汰 室多事

一民と貪王
神社と没倒
世令ゆく栄
花と極むる

一先祖之山
莊寺塔以山下
破壊而私宅
と莊事

一君父之重
恩忘却せ令

め忠孝と猥

一公務と輕
私用と重
天道の働
と恐と不

一臣下の善
悪と辨へ不
賞罰正し
ら不事

一貪民今後倒神社極榮

事
民百姓と責むる物と採めまは内神社とくらむ
ととも争ひつゝ家のと栄確榮とすこと

一先祖之山莊寺塔以山下
破壊而私宅

遠る莊私宅
山莊と山下中
るれどもとあはれ

一君父之重恩令忘却猥
墓とます寺塔の
ふゆかまらむつゝ家のと栄確榮とすこと

孝事
君父とてほし
報ゆるなると忘るるを

一公務と重私用と不
忘天道

働事
公務と私用の
向まらんとせんと

一不辨は下之
賞罰正し

一臣下の善
悪と辨へ不

ら不事
臣下とて
まはれぬ

一我臣下の
勸と知るが
如く君亦同
前為る可き
事

一過亂兩説
之愁と以身
と樂む事
一身の分限
と知らず不
過分或不足
之事

一他人之理
失し濫望
致し權威
小慕る事
一賢臣と嫌
ひ非分の沙
汰と致し事
一非道小面
富から羨む
可から不正
路小面衰ふ
はと輕む可

一我如知臣下勸無又の為因

一奉事 けつをたてまつる
つが奉事の働いよきものことさきさき
まことさしつかへなくあきらましく仕へん

一公の乱を況他人の愁樂

一身事 まゝに
公の亂を況他人の愁樂
とてはしつゝ心の樂とすなり

一不為身分限或るを感不

一足と度 そのまゝ
不為身分限或るを感不
とほまことおのり不足といふあり

一失他人の理の濫望を慕後

一威事 人の理あるを曲に非とほ
失他人の理の濫望を慕後
人の理あるを曲に非とほ

一揚賢臣を忌憚る非分

一沙汰事 賢臣を忌む
揚賢臣を忌憚る非分
賢臣を忌む

一不為非道富を可憐

一何を羨む 富を羨む
不為非道富を可憐
富を羨む

からざる事

一酒宴遊興

勝負不長ト

家事と忘る

休事

一己が利根

不迷ひ萬端

不就て他人

と嘲る事

一人来まバ

則虚病と構

へ對面不能

ハ不事

一獨味と好

二人施ひ

と能ひ不

隱居せ令む

休事

一出家沙門

の尤尊崇致

一礼儀と正

く十可事

一分國小

諸國と立て往

還之旅人と煩

ハ令む事

一長酒宴狂舞勝負忘家

一穢事 酒のさしをびまき酒宴狂舞の勝負

一迷己利根

一人来則構虚病不能對

一獨味と好

二人施ひ

一隱居せ令む

一休事

一出家沙門

一の尤尊崇致

一礼儀と正

一く十可事

一分國小

一諸國と立て往

一還之旅人と煩

一武具衣裳
臣下見若
事

一貴賤因果
の道理と辨
不安樂小
住する事

右此條々常
小心懸ら被

可一弓馬合
戰嗜の事ハ
武士之道珍
行せり被可
儀第一也

先國守り
可き事学文
無く而ハ政
道成る可
ら不る音曰
書五經其外

一武具衣裳已るもの下

一長事

長事とは長き事なり

一不辨を後因果及理任

一安樂事

人間に安樂なる事

衣世條々事可被ん懸ら馬

衣世條々事可被ん懸ら馬

衣世條々事可被ん懸ら馬

衣世條々事可被ん懸ら馬

衣世條々事可被ん懸ら馬

衣世條々事可被ん懸ら馬

衣世條々事可被ん懸ら馬

伺知^しる^{こと}有^らば
 誠^{まこと}不^ま其^ま耻^は
 己^{おのれ}知^し可^しき^も也^{なり}
 好^{この}勝^{かち}る^{こと}女^を
 好^{この}我^がの^{こゝろ}
 賢^{さとし}心^を也^{なり}
 但^{ただ}斯^{ごと}如^{ごと}く^も意^を
 得^え強^く人^をと^も撰^り
 捨^する^{こと}勿^し是^を
 惡^{わる}友^をと^も愛^さ
 可^たら^ずの^{こゝろ}
 謂^い也^{なり}
 一^{ひと}國^{くに}一^{ひと}郡^{ぐん}と
 護^{まも}る^{こと}身^み小^こ限^り
 不^た衆^{しゆ}人^のの^{こゝろ}愛^を
 敬^{やう}無^く而^も諸^{しよ}道^を
 成^{じやう}就^{じゆ}一^{ひと}難^が
 第^{だい}一^{いち}武^ぶ士^し之^の
 家^け小^こ生^なて^も合^あ
 戦^{せん}と^も嫌^{きら}ひ^も心^を
 小^こ懸^か不^ま侍^を
 者^{しや}人^の小^こ賺^ま被^を
 由^{よし}名^な將^{しやう}多^た
 識^し置^を被^を了^り也^{なり}

他人のゆけは... 好勝

己友は好勝者我解也人賢ん

也... 賢心也

但斯如くも意... 但如くも意

人毛不可也愛友謂也

不假後國

一國一郡と

護る身小限

不衆人の愛

敬無而諸道

成就一難

第一武士之

家小生ても合

戦と嫌ひも心

多量誠也

先之也

先我心之善
 惡と知可
 貴賤群集而
 來る則善と
 思可一招と
 雖諸人疎と
 出入輩無き
 則已グ心行
 正々不と
 知可一
 去乍門前市
 と爲小二種
 之有可一無
 理非道之君
 も一旦り忍
 る又臣下無
 道小而民と
 貪る謀畧之
 輩邪申時者
 歎悲む族愁
 眉と申披ん
 爲權門小
 立寄ること
 有で
 斯如きの境
 能々分別而

公之善惡を後群集の來

則可思を後招諸人深之出

入等幻可也己心不心

心不心
我心の

心不心
我心の

心不心
我心の

心不心
我心の

心不心
我心の

心不心
我心の

心不心
我心の

心不心
我心の

心不心
我心の

心不心
我心の

臣下の猥と
糾古人之
金言小任せ
憲法之沙汰
と致す可
主君為者之
意得ハ大方
日月の草木
國土と照ひ
又外様の山
海遙隔つこ
被官等小

至まで晝夜
慈悲忠罰の
遠慮と廻
其人小隨て
召使ふ可
諸士之頭と
為智恵才覚
無く油断せ
令了則上下
の輩小批判
と請事之
多る可

之金言可及憲法に沙汰

分りて下に根あふことと乳く大人のひおるに
云々にあふひて汁らるべし憲法と根とりあがぬ

為主君為者之

意得ハ大方

日月の草木

國土と照ひ

又外様の山

海遙隔つこ

被官等小

至まで晝夜

慈悲忠罰の

遠慮と廻

其人小隨て

召使ふ可

よる

て度

居て侍るもの人をさすの
をさす侍をく侍る人小根のきく外小

為法吉願主智也

之金言可及憲法に沙汰

判事多

後其の職祿も失る人さす小なるものありとて

唯佛衆生と 救んが爲小 諸の法と演 緒と如く心 文武の両道 捨可らず不 仁義礼智信 一闕るとも 危かす可し 政道て以罪 行ハバ入

の恨無一非 義と構て死 罪せ令る則 其歎深一

然者因果遁 可らず不其科 第一忠不忠 分別而賞罰 有可さ事專 要也

無益之働私 用と構へ号 馬之道無器

唯佛爲救凡生也法法得

緒不捨文武之道

仁義礼智信

一闕るとも

政道て以罪

行ハバ入

の恨無一非

義と構て死

罪せ令る則

其歎深一

然者因果遁

可らず不其科

第一忠不忠

分別而賞罰

有可さ事專

要也

無益之働私

用と構へ号

馬之道無器

唯佛衆生と

救んが爲小

諸の法と演

緒と如く心

文武の両道

捨可らず不

仁義礼智信

一闕るとも

危かす可し

政道て以罪

行ハバ入

の恨無一非

義と構て死

罪せ令る則

其歎深一

然者因果遁

可らず不其科

第一忠不忠

分別而賞罰

有可さ事專

要也

無益之働私

用と構へ号

馬之道無器

用レ而人レ數
と扶持レせ不
之輩レ所領
と宛行レふと
詮無レさ哉

諸家之人先
規レ不從レ知
行分相違無
一と雖其時
の主人の心
持振舞レ依

也
て威勢多レ少
既合戦の道
て知須レき家
に生來レて往
不所領レ妨
不兵士と持
不天下之朝
と耻レ不レ儀
口惜レかレ可
壁書件レの如
も次第也仍

持私用レ馬之道レ家レ用レ不

扶持人教レ軍定レ行レ不レ隨レ之

詮式レの及レつレすレ人教レもレ包レへレさレうレ人レの

規私レ分レ離レ手レ相レ違レ之レ的レ依

主人持振舞レ威勢多レ少也

既生來レて往レ不レ所領レ妨レ不レ兵士と持レ不レ天下之朝レと耻レ不レ儀レ口惜レかレ可レ壁書件レの如レも次第也仍

既合戦の道
て知須レき家
に生來レて往

不所領レ妨
不兵士と持

不天下之朝
と耻レ不レ儀

口惜レかレ可
壁書件レの如

も次第也仍

永享元年九月十六日

初登山手習
教訓書

右大體者合戦
之出立小異ら
不其故如何初
心之兒童登山
之時者武士之
戰場小向ふが
如
師匠者大將軍
の如く也硯墨
紙等者武具之
類の如く也卓

心傳とのうなりあるこの書紙硯墨小法抄き業々讀
くべて志傳とてなれとの傳て硯墨書とていふなり

永享元年九月十六日

永享元年九月十六日
後醍醐天皇の幸皇武臣の
足利義教公あり已酉なり

初登山手習教訓書

幼雅
の
初
習

とすのゆゑに寺院へやまへありある小中とのみ今
もたて業とて教ありありあるとてそへ入ると
尋入といひその速くありといひ初めたりあるとてその
心傳とて述べてあるなりあるなりあるなり

右大體者合戦

之出立小異ら

不其故如何初

心之兒童登山

之時者武士之
戰場小向ふが
如

師匠者大將軍
の如く也硯墨
紙等者武具之
類の如く也卓

札者城郭の如く
筆者打物太
刀長刀の如く
也

文字一書洋

習覚事譬

武士一人而

大勢楯籠る城

郭小忍び入

大敵を亡ひ

若一猶以一大

事也

然一七名譽

天下小國顯

他の所領を

行一一身を

依のよ非

従類眷屬を

持する事

之高名末代

面目也

又手習學文

少人手本者

武具之類也
身札之也
城郭

筆者打物太
刀長刀の如く
也

文字一書洋
習覚事譬
武士一人而

大勢楯籠る城
郭小忍び入

大敵を亡ひ
若一猶以一大

事也
然一七名譽

天下小國顯
他の所領を

行一一身を
依のよ非

従類眷屬を
持する事

之高名末代
面目也

又手習學文
少人手本者

又手習學文
少人手本者

敵小向が如く
也打物之筆と
以現當之所領
と習取を知行
を可き也

之小依て文字
ハ一勢カ才
智と勵せよ藝
能人小勝る者
ハ諸人之と貴
で賞

金銀米錢願不
而藏の満ち七
珍萬寶貯不而
意小任た者也

若又疎學不用
之輩小於者其
身計之耻辱小
非ハ師匠父母
之名と腐一年
闌者來て後悔
十萬也

幼稚之時師命
不隨を不親の

少人少知も如く

也打物之筆と

以現當之所領

と習取を知行

を可き也

之小依て文字

ハ一勢カ才

智と勵せよ藝

能人小勝る者

ハ諸人之と貴

で賞

金銀米錢願不

而藏の満ち七

珍萬寶貯不而

意小任た者也

若又疎學不用

之輩小於者其

身計之耻辱小

非ハ師匠父母

之名と腐一年

闌者來て後悔

十萬也

幼稚之時師命

不隨を不親の

十六

十六

仰と恐と未
 練第一而寺と
 逃下と一字一
 文と由學不の
 譬の寶の山の
 登て空く金玉
 と得不が如く
 無藝無能故毎
 座赤面至極也
 才智無き故所
 所小於萬人之
 誹謗と受る者
 也

扱又敵陣小向
 不武士臆病第
 一小而合戦之
 場と道と者其
 耻辱一期之間
 道と難く雪ぎ
 難

自然家と失ひ
 所領と失ひ武

之の不在所令不忠狂作未

練才一と迎有平不字一字一文

登空く金玉と得不が如く

の教へ下はるるぞ 無藝無能故毎座赤面至極也

才智無き故所

所小於萬人之

誹謗と受る者也

扱又敵陣小向

不武士臆病第

一小而合戦之

場と道と者其

耻辱一期之間

道と難く雪ぎ

自然家と失ひ

所領と失ひ武

具之類と持不
而身の立所無
さし諸人之先
途小立難き者
也

爰て以合戦と
手習與相同と

與

故小初學初心
之兒童等先此
理と專小一萬
事と拙て手習

學文と致す可
き者也

抑方知藝能有
て文武二道小
達する者名
と天下小揚げ
徳と四海小顯
上古末代名
人の聞有る可
き者也大略此
趣を以心有る
之少人者諸道
藝能と嗜む可

順に巧み其類の身も亦

那も諸人へ先達者也

あごと志す所からそのつとこおぼりて持もるあり
るなり或具の類と持たざるも其類の類と持たざるなり

之以合戦其手習相同也

故初学初心

童等先此

理と專小一萬

事と拙て手習

學文と致す可

き者也

抑方知藝能有

て文武二道小

達する者名

と天下小揚げ

徳と四海小顯

上古末代名

人の聞有る可

き者也大略此

趣を以心有る

之少人者諸道

藝能と嗜む可

可也依而教訓書件の如し

可也依而教訓書件の如し

可也依而教訓書件の如し

可也依而教訓書件の如し

可也依而教訓書件の如し

腰越状

腰越状

腰越状

腰越状

源の義経恐乍

源の義経恐乍

申し上り趣意

申し上り趣意

者御代官之其一

者御代官之其一

一小撰被

一小撰被

勅宣之御使と

勅宣之御使と

為朝敵と傾け

為朝敵と傾け

累代弓箭之藝
顯

會岳の耻辱を
雪ぐ

忠賞を行はれ被
可きの処思の
外虎口之謠言
小依て莫太之
勲功と黙止被

義經犯さる無
く而外口を蒙る
功有て誤無
と雖御勲氣を
蒙る之際空
く紅涙小沈む
借事の意を案
ずり小良薬口
小若く忠言耳
小逆ふ先言也

累代弓箭之藝

六孫王經基
より先經基

義經の武徳を
よめおのの武徳を
よめおのの武徳を

雪今秘記

奪

一秋小なり今まで一門平家の為小奪しめらるる故

世とあるるとりんあり

後以忠賞受

思外依虎口決云は然止莫

大々勲功

虎口の決云は然止莫

褒め欠けりすと云ひの御提系が終る

義經亡

犯白象者能有功と堪象

赤如氣と涙を沈紅涙

柳

の身に於て犯せる羅科多くおれ流る

借事奉

意且茶若く忠言逆身先

意

意且茶若く忠言逆身先

茲小因て諱者
之實否を糺さ
被不鎌倉中へ
入被不の間の
素意で速るを
能不徒不數日
て送る此時小
當て永く恩顔
拜一奉ら不骨
肉同胞之儀已
絶宿運之極
了所歟將又先
世之業因感す
了所歟

悲哉此條故亡
父尊靈再誕之
縁不非んが誰
人う愚意之悲
歎と申披さ何
の輩う哀憐と
垂ん哉

因茲不は乳漢者

入被不の間の

素意で速るを

能不徒不數日

て送る此時小

當て永く恩顔

拜一奉ら不骨

肉同胞之儀已

絶宿運之極

了所歟將又先

世之業因感す

了所歟

悲哉此條故亡

父尊靈再誕之

縁不非んが誰

因茲不は乳漢者

入被不の間の

素意で速るを

能不徒不數日

て送る此時小

當て永く恩顔

拜一奉ら不骨

肉同胞之儀已

絶宿運之極

了所歟將又先

世之業因感す

了所歟

悲哉此條故亡

父尊靈再誕之

縁不非んが誰

事新トモ申まを狀じやう速すく
懐なご似に王わう雖い
義ぎ經けい身しん體たい髮はつ膚く
と父母ふぼ不あ於お受う
け幾いく時じ節せつと經けい
不ずして故こ頭とう殿でん
御ご他た界がい之の際さい孤こ
と為なり

母はは之の懷なご中ちゆう抱だ
被ひ大だい和わの國くに

宇陀郡龍門うたごほりりゆうもんの
牧まき亦また赴き從したが以も
來きた一いつ日にち片ぺん時じも
安やす堵と之の思おも住ぢ
せ不ず

甲斐無あひなき命いのちと
存ぞんと雖い京きやう都と
之の經けい迴わい難なん治ち之の
間ま諸しよ國こく不あ流りゆう行ぎやう
せ令しやうめ在あ在あ々々所しよ
所しよ小せう身しん隱いん

誰たれ人ひとありとの懐なごとて事こと新あらた申まを狀じやう速すく
事新ことあらた申まを狀じやう速すく

雖い似に述じゆつ懷なご義ぎ經けい文ぶん身しん新あらた後ご

膚く在あ父母ふぼ不あ於お受う時じ節せつと經けい

不ずして故こ頭とう殿でん御ご他た界がい之の際さい孤こと為なり

母はは之の懷なご中ちゆう抱だ被ひ大だい和わの國くに

宇陀郡龍門うたごほりりゆうもんの
牧まき亦また赴き從したが以も
來きた一いつ日にち片ぺん時じも
安やす堵と之の思おも住ぢ
せ不ず

甲斐無あひなき命いのちと
存ぞんと雖い京きやう都と
之の經けい迴わい難なん治ち之の
間ま諸しよ國こく不あ流りゆう行ぎやう
せ令しやうめ在あ在あ々々所しよ
所しよ小せう身しん隱いん

誰たれ人ひとありとの懐なごとて事こと新あらた申まを狀じやう速すく
事新ことあらた申まを狀じやう速すく

雖い似に述じゆつ懷なご義ぎ經けい文ぶん身しん新あらた後ご

膚く在あ父母ふぼ不あ於お受う時じ節せつと經けい

不ずして故こ頭とう殿でん御ご他た界がい之の際さい孤こと為なり

母はは之の懷なご中ちゆう抱だ被ひ大だい和わの國くに

宇陀郡龍門うたごほりりゆうもんの
牧まき亦また赴き從したが以も
來きた一いつ日にち片ぺん時じも
安やす堵と之の思おも住ぢ
せ不ず

甲斐無あひなき命いのちと
存ぞんと雖い京きやう都と
之の經けい迴わい難なん治ち之の
間ま諸しよ國こく不あ流りゆう行ぎやう
せ令しやうめ在あ在あ々々所しよ
所しよ小せう身しん隱いん

邊土遠國と栖
土民百姓
等小服仕せし
被

然小幸慶忽純
熟而平家の一
族と追討せん
為上洛せ令む

手合小先木曾
義仲と誅戮し

而後平氏と責
傾んが為或時
の蹴々たる巖石
小駿馬小策ち
敵の爲小亡命
せんとして顧不
或時の漫々たる
大海小風波之
難で凌ぎ身と
海底小於沈め
骸と鯨鯢之腮
小於懸んとして
痛ま不

隱身栖るを遠國に後仕ふ

氏百姓等
其の身も後あれども
宗の祖細ありて
其の身も後あれども
宗の祖細ありて

純熟を為追討平家一族令

上洛
かきう小久きく
潜るあつ小源氏の
家と與まき

手合小先木曾
義仲と誅戮し

本多義村の後を責傾平氏

或時凌ぎ身を

不顧亡命

或時凌ぎ身を

或時凌ぎ身を

或時凌ぎ身を

或時凌ぎ身を

或時凌ぎ身を

或時凌ぎ身を

或時凌ぎ身を

加之甲胃を枕
と爲る弓箭と業
と爲す

本意併に魂の
鬱憤と休奉ら
んと欲するの
外他事無し

刺義經五位の
尉補任せし
被之條當家之
面目希代之重
職何事う之小
如ん

然と雖今悲深
く歎切也茲小
因て諸寺諸社
之牛王寶印之

之恩

まて形軍のさなごの風波のほに流るるや
流のたうひの鏡ききりやををるる海

沉めんととも痛きげ
願ごて日夜流れよ小浮び漂

如之甲胃を枕

弓矢爲業

外化りやうをく

本意併に魂の
鬱憤と休奉ら
んと欲するの
外他事無し

体之魂其憤外化事

その本意とするは
孝道の至極

刺義經補任在尉之

條當家之面目希代之重職

如ん

然と雖今悲深
く歎切也茲小
因て諸寺諸社
之牛王寶印之

切也因茲以法律生牛王

裡て以野心と
挿まざる之旨
日本六十餘州
大小之神祇眞
道と請驚し奉
て數通之起請
文と進べと雖
猶以御宥免無

夫我國者神國
也神の非礼と
稟とまへ不
憑む所他小非
び偏小貴殿廣
大之御慈悲と
仰ぐ便宜小仕
せ高聞小達せ
令め秘計と廻
さ被誤無さ旨
と優し芳免小
預者積善の
餘慶家門小

實りて獲不辨野公と奉

清き日本と松殿別大と

神祇眞道踏書進教を紀

佳文抄江等河宅免

因て抄をよ通り佳本の神社仏塔より出す処の半至室
神の裡と流し野心とと係教の心一頁とるもちとよりと
認め抄をの起修文とさげなるとと抄録ひと付宅
免ちまてと是進さけととち都方り神祇と天神地
祇眞ととと小
ちりちりちり

夫我國を神國と稱す

不稟神礼

神が納文と
まさんやとかり
不憑神化佛作を

敬度大に清き慈悲

の化ちと敬度大の慈悲と以てとるは
ありととと老抄の執りて教ひと敬ととと
仁健宜

今達する因被と秘針傳と

及び永く栄花
と子孫小傳へ
ん

仍て日來之愁
眉と開き一期
之安寧を得ん

書紙小尽き不
併省畧せ令め

畢れ諸事御
賢察と仰ぐ恐
惶謹言

文治元年六
月五日

義經

得自願芳先令積長財者及

家門に承傳榮花子孫

仍て日來之愁眉と開き一期之安寧を得ん

然眉得一期之安寧

書紙小尽き不併省畧せ令め

省略畢れ諸事御賢察と仰ぐ恐惶謹言

義經

文治元年六月五日

義經

義經

義經

文治六年閏四月廿五日、春、衛府為小討、死に彼
 あり、毎、又と連て、地、夷、之、處、を、清、く、ぬ、ひ、貴、き、て、義、經、

大御神小
 祀すといふ

進上 因幡守殿

延房より、比代の
 孫、也、大、に、氏、なり

後、皇、比、代、の、御、軍、に、つ、き、て、元、老、の、執、柄、を、法、名、と、是、河
 と、い、ふ、進、上、の、中、書、之、上、書、也、の、詳、上、と、い、ふ、と、上、中
 と、い、ひ、そ、昔、の、月、ひ、ら、り、し、が、縁、因、信、長、の
 と、い、ふ、より、月、ひ、ら、り、ふ、る、あ、ま、り、と、い、ふ、と、い、ふ

義經會狀

文治五年、義經、與、長、河、の、御、小、討、り、し、き、き、春、經、遂、に、
 と、公、義、經、以、此、事、を、義、經、力、の、由、て、自、害、の、由、と、い、ふ、と、い、ふ、と、
 書、遣、一、冊、於、の、之、死、に、中、小、會、を、在、け、る、會、狀、と
 い、ふ、と、い、ふ、り、さ、え、後、皇、小、討、り、し、首、實、檢、の、長、と、い、ふ、と、
 抄、者、あり、し、と、い、ふ、他、又、後、撰、載、狀、と、い、ふ、之、の
 所、あり、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、い、ふ、と、

謹て白く抑
 義經末期賤

之臺と出多
 田満仲の家

と継一自以

來

繼父清盛清盛の繼父隔隔る被被る

邊土遠國邊土遠國栖栖ると為土民土民

仕仕る被被る百姓等小服百姓等小服然然る雖當家雖當家之御運御運と関関と勅宜勅宜之一之一小小於撰於撰心被心被

或時或時の野野おお卧卧し山山お伏お伏又又或時或時の漫漫々々々々海上海上小風波小風波之難之難と凌凌ぎ敵徒敵徒之首之首と切切て鯨鯢鯨鯢之腮之腮お曝曝三年三年三月三月小責責靡靡し其耳其耳殿殿父子父子と生生非非大臣大臣

清盛天皇の御孫にして御孫小孫の姓は清盛なり
子清盛より出来て代々清盛の姓なり

繼父清盛の御孫なり
此の御孫なり

邊土遠國の御孫なり
高麗人

仕被る百姓等小服
然雖當家の御運と関と勅宜の之一小於撰心被

或時の野お卧し山お伏
又或時の漫々々海上小風波之難と凌ぎ敵徒之首と切て鯨鯢之腮お曝

三年三月小責靡し其耳殿父子と生非大臣

或時或時の野野おお卧卧し山山お伏お伏又又或時或時の漫漫々々々々海上海上小風波小風波之難之難と凌凌ぎ敵徒敵徒之首之首と切切て鯨鯢鯨鯢之腮之腮お曝曝

三年三年三月三月小責責靡靡し其耳其耳殿殿父子父子と生生非非大臣大臣

殿殿父子父子と生生非非大臣大臣

殿殿父子父子と生生非非大臣大臣

殿殿父子父子と生生非非大臣大臣

殿殿父子父子と生生非非大臣大臣

捕て京鎌倉
小渡

源氏會密之
耻辱と雪ぐ

雖梶原が
諛言不依て

空く莫大の
勲功と黙止

被
親と兄弟と
總侍一人小

思召替ら被
唯是不運と

存に將又前
世之業因と

感むる小似り
仰願ハ梶原

父子之頸と
切て義經小

手向ら被者
今世後世之

恨有る可
ら不

萬端多
雖筆紙小盡

難一恐惶

細小平次郎義経平次内大臣宗盛の子法宗と生じり
系統秘命小引りて宗盛は江召藤原少七誅すとのみ

源氏會密之耻辱と雪ぐ

雖梶原が諛言不依て空く莫大の勲功と黙止

被親と兄弟と總侍一人小思召替ら被唯是不運と

存に將又前世之業因と感むる小似り

仰願ハ梶原父子之頸と切て義經小手向ら被者

今世後世之恨有る可ら不

萬端多

雖筆紙小盡

難一恐惶

多疑尚筆紙必收教白

万端雖

恨今世後世

敬白

文治五年閏四月廿八日

義經

進上源右兵衛佐殿

西塔の武藏坊辨慶最期書拾之一通

抑着年之時身と雲分鯉淵山干寄せ童形自以來日夜怠ら不

多けしどもや紙小を千ごう見わらむとれまて先終ると
殺白といふやまのたまうすと刑とてあて學切つらん

文治五年閏四月廿八日

文治五年閏四月廿八日

帝の年号廿八日義經自害の二日敵なりとぞ

義經

進上源右兵衛佐殿

西塔の武藏坊辨慶最期書拾之一通

男なり初名懐屋武者主と号し平治元年右を源佐不任む後追く昇をありて右を東大御所美大御所子いふ

西塔の武藏坊辨慶最期書拾之一通

書拾之一通

懐小記に辨慶の別名懐屋の事あり

懐の子といふはありその父辨慶多うは但一説子記
民の住人若田入る寂易が子といふ仁平元年四月

八月小生依て幼名とす佛丸と号しより春山樓
本坊毎長依於の院身とあるこの時よは九九之

抑着年之時身と雲分鯉淵山干寄せ童形自以來日夜怠ら不

抑着年之時身と雲分鯉淵山干寄せ童形自以來日夜怠ら不

粗阿吽之二
字と試い

况髮髮之利
除さる之項

不至てを偏
真言不思議

の窓小向て
轉顯密之秘

法と極め
入定座禪の

床小於金胎
兩部之奥藏

西塔の武藏
坊辨慶最期

書拾之一通

抑若年之時
身て雲笏鯨
淵山干寄せ
童形自以來
日夜怠ら不

粗阿吽之二字

阿吽の二音の二音法
陽の聲なりと云ふ宗の

くはり
は決まり
中を急ぐ
凡そ幼推より
勢利小
極めしとて

况正利除

髮後之項偏向去言不思後

密轉極密之秘法

密法その儀
形とちりて

於入定座禪床

於入定座禪床

入定座禪の
禪定門に入ると

西塔武藏坊辨慶最期

書拾之一通

毎巻の巻名は
一説小紀
終巻の別名は

増の字とのみ
此の任人
仁平元年
八月小生
本坊毎長
依て幼を
喜佛丸と
号し
時高
九丸

抑若年之時

身て雲笏鯨

童形自以來

粗阿吽之二
字と試ひ

况髮髮之剃
除之項

小至てを偏
真言不思議

の窓小向て
轉顯密之秘

法と極め
入定座禪の

牀小於金胎
兩部之奧藏

大日不二之
法尤以大切
也

我母之胎内
と出し自以
來禁戒と犯
さ不全く五

粗阿吽之二字

阿吽の二音の
陽の理ありて

况髮髮之剃
除之項

况正剃除

等髮髮之剃
除之項

密轉極密之秘法

於入定座禪
於入定座禪

於入定座禪
於入定座禪

大日
大日

不二之法也
不二之法也

我母之胎内
我母之胎内

我自出母之胎内
我自出母之胎内

戒金護之法
戒金護之法

道欲之法
道欲之法

常之道と護
 現當二世
 之本懐と達
 せんとして
 之の處先世
 之宿縁道と
 難く而今將
 果以者歟
 爰小源の總
 領征夷大將
 軍の末子牛
 若御曹子の
 賢に異相之
 若君也
 都五條橋小
 寄せ夜行の
 惡黨と亾さ
 ん爲辻斬を
 依之風聞之
 と兼て貳廻
 弓馬の家小
 生ト勝負の
 思と起し既
 早速入浴致
 して橋邊小
 待

二世の本懐と兼て毎世の宿縁

延道と今將果考歟

戒め成被るは徳固めて二世未だ成ゆらんとして
 小せ世の因縁のつまなく今その業と果は成らんなり

夜源忠順心美大將軍末子

牛若曹子賢に異相と兼

若君也

 源の忠順と兼て美大將軍末子の
 おはれ延道の二字徳文なり一牛若九男也

寄せ夜行の惡黨と亾さ

ん爲辻斬を依之風聞之

と兼て貳廻弓馬の家小

生ト勝負の思と起し既

早速入浴致して橋邊小待

夜前從五更ヤノマヘヨリイハヒ
 の天小及ノテンコトヨリ
 差合浮船浦サヘアヒウネノ
 の浪飛龍ノナミトビリウ
 龍の影の手リウノカゲノテ
 拙者嗜之本シヤクシャノコトヲ
 手者虎乱清テノヲヒコノ
 眼入隱顯籠メノトケル
 手薙手開手テノヲヒキ
 十文字蠅螂ジュンジュウ
 終小追伏オノノミ
 被君臣三世カレトシ

爾て自以來ニ
 師傳を奉シ
 仍て副將軍ニ
 と号し関西ト
 三十三箇國ニ
 と宛行の被ニ
 と雖大將之ト
 不運歟一日ト
 時も所知ト

從初夜及五更天谷合浮船
 浦浪飛龍對竜影手拙者嗜
 手者虎乱清眼入隱影
 手薙手開手十文字蠅螂
 終小追伏為君臣三世
 之契約と為
 一畢ぬ

時不遂不取本意
 十箇國大將不運死一身
 号副將軍能彼
 自示以本を師傳仍

の本意と遂げ不萬民の鬱憤と播く
 動平家と追討せんが爲數萬の軍兵と卒一町の城廓へ發向之刻屑小非まども某又供奉仕て夏の水天と
 凌ぎ冬の雪霜と戴き陸小在る則魚鱗鶴翼の陣と張て張良と智略と作し物冷き矢倉の上小月と眺めて夜と明し趣小西海小趣則夜ハ千尋の波の底小

背憤 かて後牛若小傳き取らぬに副將軍とありあひて國おとせよと西之千尋と記

いづるは沙汰ありと存のそと一自たゆむ由ありしとちくお小万民の鬱憤と播くことゆはるる

動為追討平家軍

兵を城郭發向刻屑小

某又供奉仕 義経兄弟頼朝の代官として軍のまゝに肩あはれど

夏凌ぎ天と戴き

霜と戴き陸小在る

則魚鱗鶴翼の陣

と張て張良と智略と作し

物冷き矢倉の上小月

と眺めて夜と明し趣小

西海小趣則夜ハ千尋の波の底小

銚と懸け船
と繋ぎ書ハ

汀小推寄せ終
日樊噲が勇を

為て古武王が
蓬華野之軍の

再来する者歟
已凶徒を責伏

お小至て本意
と達せんと欲

十の處梶原が
逆櫓之遺恨小

依て諛者意で
鞞而偽又實と

爲る
御兄弟不和

之意趣琢け
どゆ磷が不

結句雪上小
霜で加ふる

胡越千年之
隔と作一

日往月來と雖

蓬華野之軍再来者歟
船軍の時の

日樊噲が勇を
夜ハ彌と記して波の上小と云ふそのなりきぬハ

為て古武王が
古今比類なきカカそのとん厚く 已凶徒を責伏

と達せんと欲
逆櫓の遺恨との義経津のふ波り小 逆櫓と送眼漢老勅意の偽

十の處梶原が
利なき成討らぬとて人の義経を秘めず 逃まざるべし 又為實

依て諛者意で
軍ハ進退くけしとをたのむるは逆櫓とて退く小使

爲る
御兄弟不和 御兄弟不和

之意趣琢け
是ぞ梶原が送眼とて 清は弟不和と云 清は弟不和と云

結句雪上小
霜で加ふる 霜不磷結句如雪上小

霜で加ふる
胡越千年之 胡越千年之

隔と作一
深かりて海を小ちりて於紙ハ染す小 胡越千年之

日往月來と雖
かゝ小中ハ紙ハ染す小 日往月來と雖

更も御ご赦しやく免めん
無なく彌や疎そ遠えん
小こ而して拙ちやく者しや迄まで
心こころて焦こ骨こつ
と削けるると范はん
蠡かいが廿に四年しやうねん
の流なが浪なみ小こ同どう

ト
茲こゝ小こ因よて都みやこ五ご
條じょう油あぶらのの小こ路ちみち小こ
於お澀しつ谷や土つち佐さの
入い道どう竊せつ之の時とき者しや
八はち尺じやく二に分ぶん之の手て

來きのの棒ぼう八はち角かく
小こ削けるる三さん十じゅう二に
のの疣うぶとと落おしし記き
ね

其その後のち我が君きみ吉きち野の
小こ閉ひ籠かご鏡かがみ鍔つば塔たつた
踏ふ破やぶのの勢せいハハ異い
國くに本ほん朝あさ小こもも比ひ
類るい無なきき者しや歟や
中ちゆう就しゆう関かん東とう下げ向かう
之の刻ときハハ文ぶん武ぶ二に
道どう之の名な將しやう為ゐと
雖なほ一ひと身み置お難がたく

未ま又また御ご赦しやく免めん河か疎そ遠えんをを白しろ松まつ

考かうをを焦こ骨こつ因よ於お澀しつ谷や竊せつ之の時とき者しや

年ねん流なが浪なみ月つき貝かいののとと更も小こ同どうのの流なが浪なみ小こ同どう

因よ於お澀しつ谷や竊せつ之の時とき者しや為ゐと

油あぶらのの小こ路ちみち小こ於お澀しつ谷や土つち佐さの

八はち尺じやく二に分ぶん之の手て入い道どう竊せつ之の時とき者しや

士し禿く禿くのの第だい一いつ夜や付つけのの折せりり者しや之の折せりり者しや之の折せりり者しや

其その後のち我が君きみ吉きち野の小こ閉ひ籠かご鏡かがみ鍔つば塔たつた

踏ふ破やぶのの勢せいハハ異い國くに本ほん朝あさ小こもも比ひ

類るい無なきき者しや歟や中ちゆう就しゆう関かん東とう下げ向かう

之の刻ときハハ文ぶん武ぶ二に道どう之の名な將しやう為ゐと

雖なほ一ひと身み置お難がたく

時身と窶一名
 と韜之跡と隠
 天高一と雖
 踞地厚一と
 雖荒く踏不
 漸忍通る外折
 節関守富樫不
 奇ゆる被而辨
 口と敵陣小叩
 而して廻文
 と爰小探當れ
 とも少ゆ騷か
 不逆小捧げて
 披露を遂げ鞆
 の口と道とそ
 當國小下著一
 天命今干期せ
 然る処秀衡子
 息三人の謀叛
 小依て俄小君
 臣共籠鳥の栖
 と作せり
 情事の意と案
 むら小四國戦

延命時窶一名
 韜之跡と隠
 天高一と雖
 踞地厚一と
 雖荒く踏不

漸忍通る外折
 節関守富樫不
 奇ゆる被而辨
 口と敵陣小叩
 而して廻文
 と爰小探當れ
 とも少ゆ騷か
 不逆小捧げて

披露を遂げ鞆
 の口と道とそ
 當國小下著一
 天命今干期せ

然る処秀衡子
 息三人の謀叛
 小依て俄小君
 臣共籠鳥の栖
 と作せり

情事の意と案
 むら小四國戦

延命時窶一名
 韜之跡と隠
 天高一と雖
 踞地厚一と
 雖荒く踏不

漸忍通る外折
 節関守富樫不
 奇ゆる被而辨
 口と敵陣小叩
 而して廻文
 と爰小探當れ
 とも少ゆ騷か
 不逆小捧げて

披露を遂げ鞆
 の口と道とそ
 當國小下著一
 天命今干期せ

然る処秀衡子
 息三人の謀叛
 小依て俄小君
 臣共籠鳥の栖
 と作せり

情事の意と案
 むら小四國戦

延命時窶一名
 韜之跡と隠
 天高一と雖
 踞地厚一と
 雖荒く踏不

漸忍通る外折
 節関守富樫不
 奇ゆる被而辨
 口と敵陣小叩
 而して廻文
 と爰小探當れ
 とも少ゆ騷か
 不逆小捧げて

披露を遂げ鞆
 の口と道とそ
 當國小下著一
 天命今干期せ

然る処秀衡子
 息三人の謀叛
 小依て俄小君
 臣共籠鳥の栖
 と作せり

場之雜言者良
藥口小苦く金
言耳小逆ふ者
也須申狀有
と雖佞人道小
横王く更小上
聞さると能ハ
不

私の不運天命
也と忽感涙肝
小銘ト言語道
断まて高館の

麓小於數日合
戦衣川千里を
赫小まると古
鳥江の邊小於
高祖項羽之軍
日豈之小如人
や
然と雖貞女兩
夫小見え不賢
仁二君小任不
るの先言堅固
小保あ訖ねら
箭の面目此事

軍中戰場雜言者良

金之逆身者也須申狀

佞人横道更不絶上図

私の不運天命也と忽感涙

日幾戦衣川赫千里古於鳥江

高祖項羽軍首也民

然と雖貞女兩

夫小見え不賢

仁二君小任不

るの先言堅固

小保あ訖ねら

箭の面目此事

歟今日一命を
棄て名を萬天
小揚げ譽せ後
代小貽は者也
右之一通明日
披見旁御感
也

文治五年閏
四月廿七日

熊谷狀

直實謹で白
以抑今度不
慮小此君小
參會一奉王
吳越句踐之
戰と得秦皇
燕丹之怒と
神と直小勝
負と決せん

命揚名美天賦
名揚名美天賦
名揚名美天賦

右の二君小
かのおく艱難
すまごも操と
かむ討死する
の弓矢

右の二君小
かのおく艱難
すまごも操と
かむ討死する
の弓矢

右の二君小
かのおく艱難
すまごも操と
かむ討死する
の弓矢

右の二君小
かのおく艱難
すまごも操と
かむ討死する
の弓矢

文治五年閏四月廿七日

熊谷狀

直實謹で白
以抑今度不
慮小此君小
參會一奉王
吳越句踐之
戰と得秦皇
燕丹之怒と
神と直小勝
負と決せん

直實謹で白
以抑今度不
慮小此君小
參會一奉王
吳越句踐之
戰と得秦皇
燕丹之怒と
神と直小勝
負と決せん

直實謹で白
以抑今度不
慮小此君小
參會一奉王
吳越句踐之
戰と得秦皇
燕丹之怒と
神と直小勝
負と決せん

直實謹で白
以抑今度不
慮小此君小
參會一奉王
吳越句踐之
戰と得秦皇
燕丹之怒と
神と直小勝
負と決せん

直實謹で白
以抑今度不
慮小此君小
參會一奉王
吳越句踐之
戰と得秦皇
燕丹之怒と
神と直小勝
負と決せん

欲する刻

俄小怨敵の
思て忌む速

小武意の勇
と抛ち還て
守護と加え

奉るの処後
從雲霞の大
勢襲來る為

小落花時で
過さず
縦直實源氏

と北月三始て
平家へ參る

と雖彼の多
勢是の無勢
也樊噲却て

養由が藝で
慎む

茲干直實適生
と弓馬の家小

於請け謀と浴
西小廻怨敵の
旗と翻敵小
窘て天下無雙名

燕丹の姫を小仇せしむるをわがひ務むるを
んとす是を勾踐泰を燕丹とも小唐公の故事なり

俄心怨敵思を抛武を勇

遂に成り獲て又從後を

大勢は襲來る為落花の時

すは小の勢は襲來る為落花の時

をわくとも小後より源氏の軍をよせしむる
是もろのどぞ是れは首と成りしなりとぞ

實直源氏作の来りて

勢是の無勢也樊噲却て

由養由が藝で

慎む

適生は弓馬の家小

於請け謀と浴

旗と翻敵小

窘て天下無雙名

と得と雖蚊蛇の
聲雷を爲し蟪
螂集て立車と
覆んと爲か如

勲弓を挽き矢
と放ち劍を抜
楯を築き命を
同方小奪ひ名
と西海の浪小
沈ん事自他
以家の面目小
非る哉

中就此君の御
疎意と仰ご奉
る處唯御命と
直實小於下給
ひ御菩提と弔
ひ奉る可き由
頻小仰下さ被
間計ら不涙と
押え乍御頸と
給て畢ぬ

恨哉痛哉直實
此君與惡縁と

そ及々此故斯故そ為雷蟪螂

集為後立車
武家小生しんしん
故尔害くくく人との何れ

弓放矢抜劍築楯奪命同
言名も捕獲しんしんも故やたのむくくしん
情拂が行とやうくとまう車とるるはやくかり

方沈衣冠西海浪事自他

以家の面目小

非る哉
武術に成りて命とりぬ
まの西海の浪小まきる

中就此君の御
當めんしんしんも他も家の面目しんしん

疎意と仰ご奉
あまざんしんしんも小教心とまきしんしん

る處唯御命と
あまざんしんしんも小教心とまきしんしん

直實小於下給
あまざんしんしんも小教心とまきしんしん

ひ御菩提と弔
あまざんしんしんも小教心とまきしんしん

ひ奉る可き由
あまざんしんしんも小教心とまきしんしん

頻小仰下さ被
あまざんしんしんも小教心とまきしんしん

間計ら不涙と
あまざんしんしんも小教心とまきしんしん

押え乍御頸と
あまざんしんしんも小教心とまきしんしん

結び奉る歎悲
哉宿縁其深く
怨敵の害と爲
奉る

然と雖是逆縁
小非比何互小
生死の結と切
て一蓮の身と
爲は却煩縁小
到ら不人哉然
が則閑居の地
と示し直く御
菩提と吊奉る

空き者也直實
申狀實否後
開小其隱無さ
者也此趣と以
然る可く洩さ
不御披露有る
可き者也誠恐
謹言

痛く申す実とは是れ縁縁

歎悲は宿縁を承る爲歎

害あはれ あはれ 難陀毛

罪逆縁何生切生死結爲

一蓮身却利煩縁式きこ

まじり まじり まじり まじり

然則閑居地直實否後

捲る是申す実中狀實否後

空き隠者也此の六閑居一は空の四巻

必は執死不此の六閑居一は空の四巻

洩可るは披露有る也誠恐

謹言此の六閑居一は空の四巻

壽永三年二月八日

丹治直實

壽永三年二月八日

壽永八年八月
八十一代安徳

天竺の年号あり一の岩合戦ハ二月七日申に敵討
是よりその翌日延暦殿平家入送るなり

丹治直實

丹治直實
姓あり

徳治治通と号し桓武天皇十二代平盛方已代の孫
あり武元徳治不任守小僧と徳治との祖父也
其力ありて徳治列名せしより家と親し私市一黨
の徳治と名するよりまよりお績で徳治より教不私黨の
孫也

進上 伊賀平内左衛門尉殿

伊賀平内左衛門尉殿
伊賀平内左衛門尉殿
伊賀平内左衛門尉殿

經盛返状

平經盛より
返りあり

徳治の事
進上

今日七日於栲貝一谷被討教

被死骸并小

被死骸并小
骸並

遺物送与給
畢ね

華洛の故郷
と出て各西

海之波上小
漂み従以來

運命盡るこ
始て思ひ驚

く可き小非
又戰場小臨

何二度歸
ること思ん

我生者必滅
穢土之習

老少不定ハ
常の事也

然と雖親と
成て子と成

了と先世の
契約淺う

不釋尊も御
子羅喉羅尊

者と悲こふ
猶應身權化

經卷の二男を官大夫と号し遣はる
知る路小残るものどゆとりふをり

郷各從漂面海之波之以來

運命盡る此如思ひ驚

海小流きより流ハ運命をぬこ
ふて是處をれば今さう經つとほと

何二度歸場或生者必滅様云

之習老少不定常事也

穢土之習
老少不定の命ちるるわく殊小我ひ小流して二

成て子と成
了と先世の契約淺う

然と雖親と
成て子と成

不釋尊も御
子羅喉羅尊

者と悲こふ
猶應身權化

猶以斯の如
猶應身權化

況底下白
地の凡夫小
於と哉

然者本了七
日打立一朝
從今日の夕

未至其伴
未身と離
未燕來く轉

とも其聲と
聞くと無く
雁翅と雙へ

雖音信と通
ぜ不

之由傳承了
之由傳承了

否と知ら未
否と知ら未

音信と聞ん
音信と聞ん

地小卧て佛
地小卧て佛

相待つ處七
相待つ處七

孔控化... 念能邪見の熱人... 況や凡夫の形

猶去去七日從打立の必

今自身と伴未離身燕來

將去其聲以爲雙翅飛

必不道音信

必不道音信

必不道音信

必不道音信

必不道音信

必不道音信

必不道音信

必不道音信

箇日の内小
彼が死骸と
見るとして得
たり是則佛神
の與へる所也

然る間内小
信心肝小
銘ト外小ハ
感涙之と増

心小催一
袖で浸り但
生て二び歸
來るが如く

又是則相生
る小同ト

抑貴邊の芳恩
小非人者華之
と見るとして得

塵皆以之と捨
つ況怨敵小於
と哉和漢西朝

と尋る小古今
困其例と聞る

未
貴恩之高きと

貴恩之高きと

新々しんしん知小一七日のうち小そのしご狂きやう哉
ころころころころ金くその神仏のせんぶつ然ぜん愈よくあるんとい

必間

内信心銘肝小感涙増之

信人邊被俱生二夜來又

是則因在活
切方るあつ也あつ情小信心しんりや
生て二び歸る小同ト

那も送送芳恩も華華海見
生て二び歸る小同ト

一門の風塵皆以之と捨

非人者華之と見るとして得

抑貴邊の芳恩

塵皆以之と捨

況怨敵小於

と哉和漢西朝

と尋る小古今

困其例と聞る

未

貴恩之高きと

須弥山頗下く
芳情之深き
蒼溟海還淺

進で之と剛ん
の未來永々
の遠て執然
の過去遠
萬端多
雖筆紙小盡
雖一併之と察
と恐々謹言
壽永三年二
月十四日

經盛

熊谷次郎殿

曾我狀

低く悲の海をのり子尋の
海の底よりもふいとあり

進切之未來

本と退執仍るる名遠と方

獨改字紙併察

之と進云
その悲情と執るん小向久
なりて未來あるが後へなり

くは世とをさるる小なるる謝とさうとさのわりの
さうのわりのわさりとさや紙のわりのさうとさのわりの

壽永三年二月十日

いじにあふ
んさうり

經盛

平太盛の又男
小して相む

法巻れ才かり
九年二月廿日
権の浦あて入水也

熊谷次郎殿

妻実娘公の棟
婿久下権次郎

痛のふにたよりカニ
一とりのたより

曾我狀

曾我頼朝の御付の御より
権系系め頼朝の命とらけて

そが御社信人
そが御社信人

今月廿八日
之夜富士野
之狩場小於
會我十郎祐
成同く五郎
時致謀叛と
巧み御所之
御陣小押寄
世伊豆國の
住人工藤左
衛門尉祐經
備前國の住
人吉備宮王

藤内と殺害
いと云く

甚以奇怪之
次第也仍て

今月廿八日

之夜富士野

之狩場小於

會我十郎祐

成同く五郎

時致謀叛と

巧み御所之

御陣小押寄

世伊豆國の

住人工藤左

衛門尉祐經

備前國の住

人吉備宮王

甚以奇怪之
次第也仍て

其身と誅戮
 せしむ被訖れ
 然小舎兄小
 次郎舎弟禪
 師房同心之
 由其間有王
 時日と廻ら
 さ不召進ら
 被可さ之由
 候ふ也仍
 執達件の
 如ど

其身と誅戮

然小舎兄小

次郎舎弟禪

師房同心之

由其間有王

時日と廻ら

さ不召進ら

被可さ之由

候ふ也仍

執達件の

如ど

建久四年五
 月晦日

曾我太郎殿

建久四年五月晦日

建久八年

曾我太郎殿

曾我太郎殿

曾我太郎殿

曾我太郎殿

曾我太郎殿

十代大馬九維信の男
 活小左衛門尉小任む

因連状

御教書今月三日小到來

謹而拜見仕候
候ひ畢の柳
小次郎禪師
房召之事小
次郎の京都
住居之由承
及び候ふ
各別御使者
て以召さ被
可く候ふ

禪師房者浪
人之間行方
と知ら不候
ふ小依て召
進ず小及
を不候ふ此
旨と以能く
御申し有る
可く候ふ恐
惶謹言

東進の御旨に依りて申上候事

禪師房召之事小次郎の京都

住居之由承及び候ふ各別御使者

て以召さ被可く候ふ

老を以て居るべき事少く候へば

父兄なり今も痛罷候事仕立て

振束の御旨より候事の御旨に

とさして候事候事候事候事候事

浪人の名依りて候事候事候事

古進の御旨に依りて候事候事

中進の御旨に依りて候事候事

御申し有る可く候ふ恐惶謹言

六月五日
曾我太郎
進上
梶原平三殿

平賀長親守美信小舟控以美信子に如く申上り
後信とあり実承とありとの時美信小舟に
御所房孫の甘繩まで来りてその夜
自害して先般生年十八才別命の法所

六月五日 曾我太郎

進上 梶原平三殿

古状抄講釋 終

大阪書林

尾州書林

江戸書林

大傳馬町三丁目

河内屋喜兵衛
河内屋茂兵衛
秋田屋太右衛門
堺屋新兵衛
播磨屋喜四郎
永樂屋東
須原屋茂兵衛
須原屋伊七
岡田屋嘉七
山城屋佐衛
山崎屋新政
山崎屋清兵衛
和泉屋兵衛
丁子屋平兵衛

